

都道府県学童保育連絡協議会 御中

## 学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を 堅持することを求める請願署名に取り組みます

2018年4月20日 全国運学童保育連絡協議会

### 1. はじめに

省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、「従うべき基準」として、「放課後児童支援員」という資格をもった指導員を原則2名以上配置することが示されています。しかし、2017年12月26日の閣議決定で、この「従うべき基準」を「参酌化」することを「地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」とされました。「参酌化」は、子どもたちに困難を強いることであり、全国学童保育連絡協議会としては、断固として反対です。

これまでも、厚生労働省はもちろん、内閣府など関係各省に「従うべき基準」を守るようにと要望書を届けるなど、さまざまに取り組んできましたが、「平成30年度中に結論を得る」という作業が進められようとしているいま、全国の学童保育関係者に広く呼びかけて請願署名に取り組み、私たちの声を直接国会に届けることにしました（4月全国運営委員会で確認）。

緊急かつ短時日になりますが、まずは第一次の取り組みとして、多くの学童保育関係者に呼びかけていただき、期日までに署名を全国学童保育連絡協議会まで届けてください。

### 2. 請願署名の集約方法

#### (あ) 署名用紙について

- 署名用紙は各連絡協議会で印刷してください（署名用紙のファイルは別途送付済みです。全国学童保育連絡協議会のホームページからダウンロードすることもできます）。
- 署名用紙の裏面に、この請願署名についての解説を記しました。ぜひ、ご活用ください。

#### (い) 署名の集約方法

- 署名の集約については、可能な限り各連絡協議会でとりまとめてください。
- 集まった署名用紙は、署名の筆数を集計のうえ綴じ紐で綴じ、

**2018年5月31日（木）まで**

に全国学童保育連絡協議会にお送りください。

#### (う) 署名用紙の綴じ方

- 綴じる枚数は何枚でもかまいませんが、署名数が1000筆（署名用紙の枚数ではありません）を大きく超える場合は、おおむね1000筆単位で署名用紙をまとめて綴じてください。綴じ方は、縦綴じです（署名用紙の上部に綴じ穴が印刷されています）。
- 署名用紙を綴じる際には、綴りごとに表紙（様式自由。裏面を参考にしてください）を付け、都道府県名、市区町村名、学童保育名、その綴りの署名の筆数（署名用紙の枚数ではありませんのでご注意ください）を必ず記入してください。

<問い合わせ・署名送付先>

**全国学童保育連絡協議会**

〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 井口ビル2F

TEL 03-3813-0477 FAX 03-3813-0765

ホームページ：<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>